

審 第 1 5 6 9 号
答 申 第 4 9 0 号
平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 2 月 7 日付け水政第 2 7 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 1 3 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付け水政第 2 5 4 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年11月13日付け水政第254号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年10月29日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年5月25日付、山武郡市広域水道企業団発表の5月22日発覚したの業務委託先業者社員の不正閉栓処理及び料金横領事件に係る本事件発覚後、関係当事者（山武郡市広域水道企業団、厚労省、構成団体長、運営委員会、監査委員会、監理監督機関全て）の対応状況が解るもの。

特に、山武郡市広域水道企業団責任者（企業長）及び厚労省（監理監督機関）などとの打合せ、交渉、回議、方針決定、処理処分内容と結果等に関する一切全てのもの。責任の所在と責任処分と結果の解かるもの。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「平成27年5月26日付け 水道料金徴収業務等委託業者職員による料金着服について」（以下「本件対象文書1」という。）、「平成27年5月28日付け 水道料金徴収業務委託業者社員による不正閉栓処理及び水道料金横領について」（以下「本件対象文書2」という。）、「平成27年5月28日付け 不正閉栓処理及び上下水道料金横領について」（以下「本件対象文書3」

という。）、「平成27年5月29日付け 不正事件発生に関して」（以下「本件対象文書4」という。）、「平成27年5月29日付け 不正事件（水道料金徴収業務委託業者社員による不正閉栓処理及び水道料金着服）の発生について」（以下「本件対象文書5」という。）、「平成27年8月5日付け 水道料金徴収業務委託の現行契約の取扱いに係る企業団の対応方針について」（以下「本件対象文書6」といい、本件対象文書1から同5と併せて以下「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年11月18日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求申告に係る一切全ての全部開示するよう請求する。

2 異議申立ての理由

本年9月16日付け情報開示請求に対して10月15日付け水政第224号行政文書部分開示決定に対して10月27日付け異議申立を行った。その後、10月29日付けで9月16日付け情報開示請求より、より具体的、詳細に特定して情報開示請求したが、11月13日付けで10月15日付け水政第224号と全く同様の開示内容の水政第254号行政文書部分開示決定を被った。

本件請求の目的及び趣旨は、平成27年5月25日付け、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）発表の5月21日発覚した業務委託先業者社員の不正閉栓処理及び料金横領事件に係る本事件発覚後の関係当事者（千葉県庁水政課等、構成団体長、運営委員会、監査委員会、監理監督機関全て）の対応状況が分かる一切全て。

特に、責任者（企業長）及び監理監督機関（厚労省）（水政課）（構成団体）

の責任の所在と責任処分の対応状況の分かるもの。と開示請求したものである。

企業団へは総合企画部所属の県職員が出向し業務に常勤常務しており、役職名も事務局長として実質的には総合事務管理職である。さらに現在企業長が不在時においては代わって企業長代理を公的に表明し司っており、天下りではない。

そこには当然密接な関係が存在し逐一連絡報告相談の結果、管理運営を行っているものである。よって、単なる議事録、会議録ではなく、本件請求内容による関係当事者（開示請求各者）の対応状況及び内容の分かるもの。特に、責任者（企業長）と監理監督機関の責任の対応状況及び内容の分かるもの。さらに、企業団よりの連絡報告相談のみならず水政課から及び厚労省からかかる事件に関して企業団へ発信したもの並びに企業団との打合せ、交渉、回議、方針決定等に関する一切全てのもの。嘘隠し立てすることなく事実を隠蔽することなく全部開示請求を求める。

3 意見書の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

- ア 本件処分を取り消し姑息な卑怯な隠蔽工作を正す決定を求める。
- イ 組織的に虚偽をもって事実を隠蔽し責任逃れの卑怯な職務体質を改める。
- ウ 自らの責務を隠蔽し住民に責務を押し付ける違法、不当行為を改める。
- エ 責任逃れの為に隠蔽を繰り返し、そのつけを住民に負わせる行政としてあるまじき行為を改めるために厳重なる処分請求。

(2) 理由

- ア 水政課は「当事者ではない」と卑劣にも言い逃れするが、企業団設置以来、40年以上にわたり職員を事務局長という役職をもって派遣出向させている。
- イ その事務局長は総合企画部に在職（席）した状態で企業団に常駐しながら企業団の職務に従事し実施機関より報酬（賃金給与）を受けている。

- ウ そして、事務局長という役職をもって実質的に企業団の業務全般を総合的に掌握指揮している。
- エ 天下りでも何でも無い、密接な関係を保持、築いている。
- オ 千葉県職員服務勤怠例規による雇用になりえないことである。
- カ 地方行政において全く独立した別組織の行政団体とはなりえない。
- キ 平成27年11月13日付け水政第254号行政文書部分開示内容の6項目に応じること自体が、その証明にほかならない。よって、当事者である。
- ク 平成27年11月13日付け水政第254号行政文書部分開示内容の6項目中の5月29日付けを実施機関は企業団へ発信したのか。また、外5項目についてなぜに企業団は実施機関に発信したのか。
発信・受領は基づく根拠と理由があるから行われたことにほかならない。
- ケ 平成27年11月13日付け水政第254号行政文書部分開示内容の6項目の行政文書以外に、当事者である証明である単なる議事録、会議録、連絡報告文書以外にも、横領事件に対して職務上知り得たもの、対策を講じたもの、指揮命令、助言したものが存在するはずである。事件に対して打合せ、回議、相談、交渉、報告等が行われたはずである。
そうでなければ不自然極まりない。
- コ 平成27年10月15日付け水政第224号行政文書部分開示内容に対して平成27年10月19日水政課行政文書開示担当〇〇は「電話では言えない」「閲覧時に口頭で説明します」と証している。
よって、本件異議申立てには理由がある。行政文書は存在する。
- サ 平成27年11月26日10時から21時20分まで企業団より開示説明を受け確認済みである。
よって、言い逃れ、虚偽、隠蔽は許されない。
- シ 原因に対して責任を明確にして潔く職責を講じ全うすることは当然のことである。
- ス 異議申立人が開示請求した目的・趣旨は、当事者として、監理監督

する立場において、事件に対して、いかに、どのように責任を取るかということである。そのための開示請求である。

セ 平成25年12月5日水道使用量検査調査中でありながらも警察官を伴って給水停止という恐喝強制徴収を強行され被った。

使用量検針時及びメーター交換時に器物損壊を犯したり不当不法行為を繰り返してきたものに続き、この度の横領事件を引き起こした責任追及によるものである。

ソ 責任ある立場の者が、その責任を自ら取ることは必定であり、今後発生させない対策と信頼回復にほかならない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容

本件対象文書5については実施機関が作成し、県内各水道事業体に通知した文書である。

それ以外については、企業団から受領した文書で、本事件に係る概要及び企業団の方針等を示した文書である。

2 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件各対象文書に記載された氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に該当する。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件各対象文書は、実施機関が作成したものではなく、企業団から受理したものであり、事件の当事者ではない実施機関が積極的に法人名及び住所を公開することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

また、本件各対象文書に記載された社印の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別の管理をしているものであり、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

3 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、「単なる議事録、会議録ではなく、当開示請求内容による関係当事者（開示請求各者）の対応状況及び内容の解るもの。特に、責任者（企業長）と監理監督機関の責任の対応状況及び内容の解るもの。」と主張する。

しかしながら、実施機関における本事件に係る対応は本件対象文書5による通知のみであり、その他関係当事者の対応で実施機関が保有する文書は本件対象文書6のみである。

このため、本件各対象文書以外に異議申立人が主張する文書は存在せず、異議申立人の請求には理由がない。

- (2) 異議申立人は、「当該企業団よりの連絡報告相談のみならず貴庁貴課から及び厚労省から係る事件に関して当該企業団へ発信したもの並びに当該企業団との打合せ、交渉、回議、方針決定等に関する一切全てのもの。嘘隠し立てすることなく事実を隠ぺいすることなく全部開示請求を求める。」と主張する。

しかしながら、実施機関から発信したものは本件対象文書5による通知のみである。

また、本事件について、異議申立人が主張する打合せ、交渉、回議、方針決定等を行っていない。

このため、異議申立人が主張する文書は存在せず、異議申立人の請求には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

当審査会が、本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、水道料金徴収業務委託業者（以下「本件事業者」という。）の「法人名」、「本店名」、「本店所在地」、「特定の営業所の社員若しくは元社員との記載及びその者の年齢」、

「営業所名」、「記者会見した者の役職名及び氏名」、「文書を発信した者の役職名及び氏名」、「法人の登録印鑑の印影」及び「お問合せ先の担当組織名、役職名、氏名、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号」の各情報を不開示としていることが認められるところ、本件決定に係る「行政文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）」では、開示しない部分として、「氏名」、「法人名等」及び「登録印鑑の印影」との記載にとどまっていることが認められる。

ところで、条例第12条第3項では、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を書面に記載しなければならない旨規定しており、処分通知書に理由の付記を義務付けているのは、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであると解される。

そしてまた、開示しない部分にいかなる情報が記載されているかについては、不開示情報の性質を具体的に記載することが困難であり、抽象的な表現にならざるを得ない場合もあるが、原則として、開示請求者が不開示情報の性質を了知し得るようできるだけ具体的に記載しなければならない。

これを本件についてみると、実施機関は、本件通知書に不開示とする情報の一部について、その情報の性質と処分の理由を記載してはいるものの、本件決定で不開示としたその余の情報については、不開示理由の記載はもとより、いかなる情報を不開示としたのか自体を記載していない。

そうすると、本件決定は、不開示理由の付記として不十分であるというほかない。

したがって、本件決定は、条例第12条第3項が求める不開示理由の付記を欠き違法であるから、実施機関は、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

よって、上記1のとおり、本件決定は、決定通知書の理由付記に不備があり、本件決定には瑕疵があるというべきであるから、実施機関は、本件決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

4 附言

本件決定は、上記のとおり決定通知書の理由付記に不備があり取り消すべきであるが、異議申立書及び意見書において、不服申立てが本件決定で不開示とした部分及び文書の特定に及んでいることから、この点について検討した結果を以下参考として述べる。

(1) 不開示情報の条例第8条各号該当性について

ア 本件事業者の「特定の営業所の社員若しくは元社員」について

当審査会が見分したところ、実施機関が不開示とした情報の中には、「特定の営業所の社員」、「特定の営業所の元社員」との旨の情報が記載されていたことが認められた。

そして、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号前段に該当する情報である。

ところで、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、大網白里市は、平成27年5月29日付けで、本件事業者の従業員による上下水道料金横領に関し、同市のホームページにおいて、本件事業者の特定の営業所社員が料金を横領していた旨を公表していることが認められた。

そうすると、当該情報は、すでに公にされている以上、条例第8条第2号ただし書イに該当すると考えることが相当であり、開示すべきである。

イ 本件事業者の「法人名」、「本店名」、「本店所在地」及び「営業所名」について

実施機関は、本件事業者の「法人名」、「本店名」、「本店所在地」及び「営業所名」を不開示としているが、大網白里市は、上記アのホームページにおいて、本件事業者の「法人名」、「本店名」、

「本店所在地」及び「営業所名」の各情報を公表していることが認められる。

そうすると、これら各情報は、いずれも、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イには該当しない。

また、当該各情報が、同号ロに該当する事情はないことから、開示すべきである。

ウ 「記者会見した者の役職名及び氏名」及び「文書を発信した者の役職名及び氏名」について

当審査会が、本件各対象文書を見分したところ、記者会見した者及び文書を発信した者は、会社法（平成17年法律第86号）第911条第3項第14号の規定により、登記事項とされている代表取締役であると認められる。

ところで、法人等の代表者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、条例第8条第3号の法人等情報として開示不開示の判断を行うことが相当である。

これを本件についてみると、本件事業者の代表取締役が記者会見を開くこと及び文書を発出することは、本件事業者の行為そのものと評価でき、当該各情報は、条例第8条第3号の法人等情報として開示不開示の判断を行うことが相当である。

そうすると、本件事業者の「法人名」は、上記イのとおり、開示すべきであるから、「記者会見した者の役職名及び氏名」及び「文書を発信した者の役職名及び氏名」は、いずれも、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イには該当しない。

また、当該各情報が、同号ロに該当する事情はないことから、開示すべきである。

エ 「お問合せ先の担当組織名、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号」について

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件事業者は、本件事業者のホームページにおいて、「お問合せ先の郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号」を公表していることが認められる。

また、「お問合せ先の担当組織名」は、本件事業者の組織名を表すに過ぎないものである。

そうすると、本件事業者の「法人名」は、上記イのとおり、開示すべきであるから「お問合せ先の担当組織名、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号」は、いずれも、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イには該当しない。

また、当該各情報が、同号ロに該当する事情はないことから、開示すべきである。

オ 「特定の営業所の社員若しくは元社員の者の年齢」について

当該情報は、個人に関する情報であって、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから条例第8条第2号後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 「お問合せ先の役職名及び氏名」について

当審査会が見分したところ、「お問合せ先の役職名及び氏名」には、問合せ先として担当者の役職名及び氏名が記載されていることが認められた。

当該各情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 「法人の登録印鑑の印影」について

当該情報は、当該情報が記載された文書が、法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類

にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第 8 条第 3 号イに該当し、同号ただし書に該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件各対象文書の特定について

異議申立人は、本件各対象文書以外にも文書が存在するはずである旨主張している。

この点、実施機関は、本件各対象文書以外には文書はない旨説明するため、当審査会が、実施機関に対し実施機関と企業団との関係等について、説明を求めたところ、以下の旨の回答があった。

ア 企業団に対する業務の認可及び監督は、実施機関ではなく、厚生労働大臣が行うこと。(水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項及び第39条第1項)

イ 水道料金徴収業務の委託先については、委託元である企業団が決定することであり、水政課が何らかの関与をすることはないこと。

ウ 水政課が企業団から水道料金徴収業務の委託先における不正について報告を受けている理由は、法令上の報告義務等はないものの、本件事業者が多くの県内水道事業者と検針等の委託契約をしていたため、企業団から水政課への注意喚起のために情報提供があったものであること。

エ 本件事業者への対応は、事業の委託元である企業団が行っており、実施機関は関与していないこと。

これらの説明に加え、企業団は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町及び横芝光町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく一部事務組合(特別地方公共団体)であり、実施機関は企業団を監督する立場にはないことを踏まえると、本件に関し、実施機関と企業団が何らかの打合せ等を行ったとは考え難く、本件各対象文書

以外には開示請求に係る文書はないとの説明に不自然な点は認められない。

したがって、実施機関の対象文書の特定に関する決定は、妥当であると判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月7日	諮問書の受理
平成28年1月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年2月24日	異議申立人の意見書の受理
平成29年7月31日	審議
平成29年10月2日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)